

学校法人滝川学園役員及び評議員の報酬等の支給の基準

（目的）

第1条 この規程は、学校法人滝川学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第57条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、寄附行為第5条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、寄附行為第5条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
 - (2) 非常勤の役員 報酬
 - (3) 評議員 報酬
- 2 常勤の役員に対する報酬等については、この法人の職員の身分を有し、職員給与等が支給されている者には、本規程に基づく報酬等を支給しない。
- 3 非常勤の役員に対する報酬については、当該者から申し出のある場合は、報酬を支給しない。
- 4 評議員に対する報酬については、この法人の職員のうちから選任した者には、報酬を支給しない。

（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額

- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）に支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）に支給する。
- 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員には、別に定める学校法人滝川学園旅費規程に準じて、旅費を支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員（この法人の職員のうちから選任した者を除く）には、別表第5に定める交通費を支給する。
- 3 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 常勤の役員の報酬等の支給に関する単位期間は、月の1日から末日までとし、勤務が1か月に満たない場合は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 新たに常勤の役員に就任した場合は、就任の日から日割計算によって報酬を支給する。
- (2) 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- (3) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数

を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1. この規程は、令和8年4月1日より施行する。
2. この規程の施行に伴い、従前の学校法人滝川学園役員報酬規程及び学校法人滝川学園評議員報酬規程を廃止する。

別表第 1（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 800,000円
代表業務執行理事	月額 600,000円
業務執行理事	月額 580,000円
理事	月額 580,000円

別表第 2（常勤の役員の賞与の算定式）

報酬月額 × 支給率 × 調整係数 - （欠勤控除）

※支給率及び調整係数は、この法人の職員と同じとする。

別表第 3（常勤の役員の退職慰労金の算定式）

退任時の報酬月額 × 在任年数 × 係数

※係数及びその他の定めは、学校法人滝川学園退職金規程に準ずる。

別表第 4（非常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事	月額 40,000円
監事	月額 40,000円

別表第 5（評議員の報酬）

役職名	報酬の額
評議員	月額 20,000円

別表第 6（非常勤の役員及び評議員の交通費）

役職名	金額	備考
理事	出席の都度 1 回あたり 5,000円	理事会及び評議員会に出席した場合に支給する。ただし、理事会及び評議員会が同一日に開催される場合の重複支給は行わない。
監事	出席の都度 1 回あたり 5,000円	
評議員	出席の都度 1 回あたり 5,000円	